

第5 契約手続き等

(1) 契約書案の開示と仮契約の締結について

「資料5 委託契約書(案)」については、11月末頃に本事業のホームページで公表予定とする。

委託契約書(案)について、疑義や意見がある場合は、任意様式にて12月9日(月)までに「委託契約書(案)についての意見書」を第4-4-(1)に記載の担当窓口にて電子メールで送付すること。

なお、当該意見書に対しては原則、個別に回答はせず、当該委託契約書(案)の修正等を検討したうえで、落札者との契約の際に調整を行うこととする。

(2) 契約の締結

仮契約は、仮契約締結以後の市議会の議決を経て本契約となる。

(3) 契約保証金

事業者は、入札価格(ただし、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供。

(イ) 市への引渡しまでのこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証。

(ウ) 市への引渡しまでのこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。

(エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。